

菰野町福祉医療費の助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、菰野町福祉医療費の助成に関する条例（平成13年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

（条例第2条第6号の規則で定める社会保険各法）

第2条 条例第2条第6号の規則で定める社会保険各法は、次に掲げるものをいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

（条例第3条第4号の規則で定める所得の制限以下である者）

第3条 条例第3条第4号の規則で定める所得の制限を超えない者は、次の各号の場合に該当しない者とする。

(1) 心身障害者については、次のア又はイに該当する場合

ア 本人の前年の所得（1月から8月までの受給資格については、前前年の所得とする。

以下この条において同じ。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第7条に定める額以上であるとき。

イ 配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者等」という。）で主として当該心身障害者の生計を維持するもの前年の所得が当該扶養義務者等の扶養親族等の有無及び数に応じて特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第1項において準用する同令第2条第2項に定める額以上であるとき。

(2) 一人親家庭等の母及び一人親家庭等の父については、次のア又はイに該当する場合

ア 一人親家庭等の母、一人親家庭等の父又は一人親家庭等の児童にあっては、その者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第2項に定める額以上であるとき。

イ 一人親家庭等の母、一人親家庭等の父若しくは一人親家庭等の児童の扶養義務者等又は一人親家庭等の児童の保護者にあっては、その者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて児童扶養手当法施行令第2条の4第7項に定める額以上であるとき。

(3) 乳幼児及び小学生については、保護者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条の規定により定める額以上である場合

(4) 中学生については、保護者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第2項に定める額以上であるとき。

2 前項各号における所得の範囲及びその算定方法は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の規定による。

(2) 前項第2号及び前項第4号 児童扶養手当法施行令の規定による。

(3) 前項第3号 児童手当法施行令の規定による。

(その他の受給対象)

第3条の2 前条に規定するもののほか、次の各号に定めるものについては、受給対象とすることができる。

(1) 中学生における入院の医療に関する対象医療費

(2) その他町長が必要と認める対象医療費

(受給資格の認定及び更新)

第4条 条例第4条の規定による受給資格の認定及び更新の申請は、福祉医療費受給資格認定(更新)申請書によるものとする。

2 町長は、条例第4条第1項に規定する受給資格証(以下「受給資格証」という。)の交付を受けた者の受給資格証の有効期間が満了する場合において、その者が引き続き助成を受けることが適当であると認めるときは、申請させることを要せずに受給資格証を更新することができる。

3 町長は、受給資格の認定又は更新をしたときは、当該認定又は更新を受けた受給資格者に次条に規定するものを交付する。

4 条例第4条第3項に規定する申請者への通知は、福祉医療費受給資格欠格事由(却下通知書)によるものとする。

(条例第4条第1項の規則で定める受給資格を証する証明書)

第5条 条例第4条第1項の規則で定める受給資格を証する証明書は、受給資格証とする。ただし、三重県後期高齢者医療保険加入者及び第3条の2に規定する医療費の対象者の受給資格証は交付しないものとすることができる。

2 正当な理由で住所届出ができないが、調査により明らかに菟野町の区域内に住所を有すると認められる場合の受給資格証の住所欄に記載する住所は、生活の本拠地とする。ただし、特に町長が認めた場合は、この限りでない。

(受給資格証の有効期間)

第6条 受給資格証の有効期間の始期及び終期は、次の各号に定めるところによる。ただし、やむを得ない事情がある場合においては、この限りでない。

(1) 有効期間の始期は、次のア、イ、ウ及びエによる。

ア 毎年9月1日。ただし、新たに対象者として認定された場合は、次のイ及びウによる。

イ 新たに対象者として認定された場合において条例第3条による対象者としての要件に該当した日(以下「要件の該当日」という。)から1月以内に認定したときは、要件の該当日。ただし、心身障害者(転入により対象者としての要件に該当する者は、除く。以下この号において同じ。)については、対象者となる事実を確認した日(以下「事実確認日」という。)から1月以内に認定したときは、対象者となる事実が発生した日の属する月の初日とする。

ウ 新たに対象者として認定された場合において、要件の該当日(心身障害者については、事実確認日)から1月を超えて認定したときは、認定した日の属する月の初日

エ イ又はウ以外の事由により対象者としての要件に該当した場合は、当該要件の該当日

(2) 有効期間の終期は、次のア及びイによる。

ア 毎年8月31日。ただし、対象者としての要件に該当しなくなるときは、次のイによる。

イ 対象者としての要件に該当しなくなるときは、対象者としての要件に該当しなくなる日の前日。ただし、乳幼児において対象者としての要件に該当しなくなる事由が6歳に

達することであるときは6歳に、小学生において対象者としての要件に該当しなくなる事由が12歳に達することであるときは12歳に、中学生において対象者としての要件に該当しなくなる事由が15歳に達することであるときは15歳に、それぞれ達する日以降の最初の3月31日とする。

(受給資格証の更新及び返還)

第7条 町長は、受給資格者の受給資格証の有効期間が満了する場合において当該受給資格者等から条例第4条第2項に規定する更新の申請がされ、引き続き受給資格を有すると認めるときは、受給資格証の更新をするものとする。

2 受給資格者等は、対象者の要件に該当しなくなったとき、又は受給資格証の有効期間が満了したときは、当該受給資格証を直ちに町長に返還しなければならない。

(受給資格証の再交付)

第8条 受給資格者等は、受給資格証を破り、汚し、又は失ったときは、福祉医療費受給資格証再交付申請書及び破り、又は汚した受給資格証を町長に提出し、再交付を受けることができる。

2 受給資格者等は、受給資格証の再交付を受けた後、失った受給資格証を発見したときは、直ちに、これを町長に返還しなければならない。

(条例第6条の規則で定める額)

第9条 条例第6条の規則で定める額は、福祉医療費領収証明書(福祉医療費助成申請書)(以下「領収証明書(申請書)」という。)1枚(以下「1枚」という。)につき1枚の証明の交付に要する費用の額(以下「証明書料」という。200円を上限とする。)とする。ただし、医療機関等が証明書料を受給資格者等から直接徴収しない場合にあつては、1枚につき200円(福祉医療費領収証明一覧表(以下「一覧表」という。)の提出による申請の場合は、同一人につき4件を限度として200円)を医療機関等に交付することにより受給資格者等に対する助成に代えるものとする。

(助成の申請)

第10条 条例第8条第1項の規定による福祉医療費及び証明書料の助成の申請は、領収証明書(申請書)に受給資格証、保険医療機関の発行する医療費証明書その他町長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第7条の規定により受給資格証の提示を受けた保険医療機関が福祉医療費及び証明書料にかかる内容を記載した領収証明書(申請書)又は一覧表を町長に提出したとき(当該保険医療機関が、領収書証明書又は一覧表を町長から事務処理を委託された三重県国民健康保険団体連合会に対して提出した場合を含む。)は、受給資格者等から申請があつたものとみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、心身障害者のうち高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)による医療の給付を受ける者については、町長が高確法第48条により設立された三重県後期高齢者医療広域連合の作成する帳票によることが適当と認めるときは、これにより助成するものとする。

(助成の通知)

第11条 条例第9条の規定により助成を決定したときは、当該助成の決定の対象となる医療、助成額及び振込口座を通知するものとする。

(助成の交付方法)

第12条 福祉医療費の助成は、菰野町指定金融機関又は収納代理金融機関等にある受給資格者

等の口座に助成額を振り込むことによるものとする。

(条例第10条の規則で定める事項)

第13条 条例第10条の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 加入医療保険
- (2) 所得
- (3) 振込口座
- (4) その他町長が必要と認める事項
(変更等の届出)

第14条 条例第10条に規定する届出事項の変更にかかる届出は、福祉医療費受給資格変更届によるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、三重県後期高齢者医療保険に加入する場合の届出は、65歳以上心身障害者医療費受給資格認定申請書によるものとする。
- 3 条例第10条に規定する受給資格を失ったときの届出は、福祉医療費受給資格喪失届によるものとし、資格喪失の事由が死亡のときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による届出義務者が行うものとする。
- 4 条例第10条に規定する届出は、受給資格証を添えて行うものとする。ただし、受給資格証を添えることができないときは、その旨を明らかにすることができる申立書をもって受給資格証に代えることができる。

(第三者の行為による被害届)

第15条 条例第10条に規定する助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときの届出は、第三者の行為による被害届によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年9月1日から施行する。
(菰野町老人医療費の助成に関する条例施行規則等の廃止)
- 2 菰野町老人医療費の助成に関する条例施行規則（昭和46年規則第12号）、菰野町乳幼児医療費助成に関する条例施行規則（昭和58年規則第3号）、菰野町心身障害者医療費助成に関する条例施行規則（昭和58年規則第4号）及び菰野町母子家庭の医療費助成に関する条例施行規則（昭和58年規則第5号）は、廃止する。
(経過規定)
- 3 前項の規定にかかわらず、平成13年8月31日までの医療に関する給付にかかる医療費については、なお従前の例による。
(平成18年4月1日から平成18年8月31日までの特例)
- 4 平成18年4月1日から平成18年8月31日までの診療にかかる医療費の助成については第3条第1項第3号中「児童手当法施行令」とあるのは「児童手当法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第155号）による改正前の児童手当法施行令」と読み替えるものとする。

附 則（平成14年3月29日規則第13号）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年3月31日までの診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月31日規則第2号）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年3月31日までの診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成15年6月28日規則第13号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年9月1日から施行する。
(経過規定)
- 2 平成15年9月1日の前日までに、この規則による改正前の菰野町福祉医療費の助成に関する条例施行規則に規定する68・69歳老人の対象となった者が、平成17年8月31日までに受けた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成16年8月1日規則第8号)
この規則は、平成16年8月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日規則第7号)
この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月26日規則第15号)
この規則は、平成17年9月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第15号)
この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月22日規則第33号)
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

- 附 則** (平成20年4月1日規則第7号)
- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
 - 2 平成20年3月31日以前に対象者のうち老人保健法による医療の給付を受けた者にあつては、町長がこれによることが適当と認める国民健康保険法による国民健康保険団体連合会及び社会保険診療支払基金法（昭和23年法律第129号）による社会保険診療報酬支払基金の作成する帳票により助成をするものとする。

附 則 (平成20年7月22日規則第14号)
この規則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日規則第8号)
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月16日規則第12号)
この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年8月31日規則第18号)
この規則は、平成24年9月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日規則第7号)
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年8月1日規則第29号)
この規則は、平成28年8月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月27日規則第4号)
この規則は、平成30年4月1日から施行する。